



# 四半期報告書

(第66期第3四半期)

自 平成20年10月1日

至 平成20年12月31日

株式会社損害保険ジャパン

(E03827)

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んであります。

# 目 次

	頁
第66期第3四半期 四半期報告書	
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【保険引受の状況】 .....	4
2 【経営上の重要な契約等】 .....	7
3 【財政状態及び経営成績の分析】 .....	7
第3 【設備の状況】 .....	9
第4 【提出会社の状況】 .....	10
1 【株式等の状況】 .....	10
2 【株価の推移】 .....	26
3 【役員の状況】 .....	27
第5 【経理の状況】 .....	28
1 【四半期連結財務諸表】 .....	29
2 【その他】 .....	44
第2部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	48
四半期レビュー報告書 .....	49
確認書 .....	50

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月13日

【四半期会計期間】 第66期第3四半期(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

【会社名】 株式会社損害保険ジャパン

【英訳名】 Sompo Japan Insurance Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 佐藤正敏

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 03(3349)3111(代表)

【事務連絡者氏名】 文書法務部課長 唐木邦光

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 03(3349)3111(代表)

【事務連絡者氏名】 文書法務部課長 唐木邦光

【縦覧に供する場所】 当社 横浜支店(横浜市中区本町2丁目12番地)  
当社 千葉支店(千葉市中央区鶴沢町20番地16号)  
当社 埼玉支店(さいたま市大宮区桜木町4丁目82番地1)  
当社 名古屋支店(名古屋市中区丸の内3丁目22番21号)  
当社 北大阪支店(大阪市中央区瓦町4丁目1番2号)  
当社 神戸支店(神戸市中央区栄町通3丁目3番17号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)  
証券会員制法人福岡証券取引所  
(福岡市中央区天神2丁目14番2号)  
証券会員制法人札幌証券取引所  
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第66期 当第3四半期 連結累計期間	第66期 当第3四半期 連結会計期間	第65期
連結会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
経常収益 (百万円)	1,347,080	485,874	1,894,121
正味収入保険料 (百万円)	1,004,442	315,224	1,368,740
経常利益 (△は経常損失) (百万円)	△3,213	△40,278	94,063
四半期(当期)純利益 (△は当期純損失) (百万円)	△594	△23,329	59,636
純資産額 (百万円)	—	689,351	1,071,176
総資産額 (百万円)	—	5,928,555	6,450,734
1株当たり純資産額 (円)	—	698.10	1,086.86
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (△は1株当たり 当期純損失金額) (円)	△0.60	△23.69	60.57
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	—	60.55
自己資本比率 (%)	—	11.59	16.59
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△21,496	—	91,847
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△788	—	△37,208
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△19,505	—	△15,901
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	276,207	319,998
従業員数 (人)	—	19,541	18,118

(注) 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社に異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

(1) 提出会社の重要な関係会社であるSompo Japan Insurance Company (Asia) Pte Ltdは平成20年10月1日付けでSompo Japan Insurance (Singapore) Pte. Ltd. に社名を変更しております。

(2) 提出会社の重要な関係会社のうち、Sompo Japan Insurance (Singapore) Pte. Ltd. に関して、提出会社が保有するすべての同社株式を平成20年12月26日付けでSompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd. に現物出資したため、提出会社がSompo Japan Insurance (Singapore) Pte. Ltd. に対して間接所有する議決権の割合は100%となります。

## 4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在	
従業員数(人)	19,541 [ 5,350 ]

- (注) 1 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は [ ] 内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
- 2 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在	
従業員数(人)	17,068 [ 5,337 ]

- (注) 1 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は [ ] 内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。
- 2 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【保険引受の状況】

#### (1) 損害保険事業の状況

元受正味保険料（含む収入積立保険料）

区分	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)		
	金額(百万円)	構成比(%)	対前年増減(△)率(%)
火災	62,355	16.53	—
海上	10,173	2.70	—
傷害	58,981	15.64	—
自動車	165,578	43.90	—
自動車損害賠償責任	42,116	11.17	—
その他	37,945	10.06	—
合計	377,150	100.00	—
(うち収入積立保険料)	(37,802)	(10.02)	(一)

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 「元受正味保険料（含む収入積立保険料）」とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものであります。（積立型保険の積立保険料を含む。）

正味収入保険料

区分	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)		
	金額(百万円)	構成比(%)	対前年増減(△)率(%)
火災	39,789	12.62	—
海上	8,307	2.64	—
傷害	29,032	9.21	—
自動車	165,173	52.40	—
自動車損害賠償責任	39,347	12.48	—
その他	33,587	10.65	—
合計	315,236	100.00	—

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

正味支払保険金

区分	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)		
	金額(百万円)	構成比(%)	対前年増減(△)率(%)
火災	13,275	6.52	—
海上	4,267	2.10	—
傷害	17,212	8.46	—
自動車	105,161	51.68	—
自動車損害賠償責任	40,443	19.88	—
その他	23,126	11.37	—
合計	203,487	100.00	—

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

## (2) 生命保険事業の状況

## 保有契約高

区分	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
	金額(百万円)	対前年度末比 増減(△)率(%)	金額(百万円)
個人保険	10,162,351	3.6	9,805,207
個人年金保険	81,799	△1.7	83,224
団体保険	2,032,635	1.3	2,006,395
団体年金保険	—	—	—

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものであります。

## 新契約高

区分	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)		
	新契約+転換による純増加 (百万円)	新契約 (百万円)	転換による純増加 (百万円)
個人保険	424,340	424,340	—
個人年金保険	583	583	—
団体保険	1,395	1,395	—
団体年金保険	—	—	—

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資であります。

## 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

## 3 【財政状態及び経営成績の分析】

本項に含まれる将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものです。

### (1) 業績の概況

当第3四半期連結会計期間における日本経済は、世界的な金融危機の深刻化による影響、輸出の減少などから、景気が悪化しました。企業の景況感は悪化し、設備投資も減少しました。雇用・所得環境に厳しさが増すなかで、個人消費も弱い動きとなりました。

このような情勢の中、当第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）の業績は次のとおりとなりました。

経常収益は、保険引受収益が4,444億円、資産運用収益が398億円、その他経常収益が15億円となり、合計4,858億円となりました。一方、経常費用は、保険引受費用が3,617億円、資産運用費用が925億円、営業費及び一般管理費が712億円、その他経常費用が5億円となり、合計5,261億円となりました。この結果、経常収益から経常費用を差し引いた当第3四半期連結会計期間の経常損失は402億円となりました。

経常損失に特別利益、特別損失、法人税等および少数株主損失を加減した結果、四半期純損失は、233億円となりました。

当社グループの事業の種類別の状況は次のとおりであります。

#### 損害保険事業

正味収入保険料は、3,152億円となりました。正味収入保険料に資産運用収益などを加えた経常収益は、4,583億円となりました。経常損失は、400億円となりました。

#### 生命保険事業

経常収益は、283億円となりました。経常損失は、2億円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)における営業活動によるキャッシュ・フローは、△709億円となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、330億円となりました。

また、財務活動によるキャッシュ・フローは、0億円となりました。

これらの結果、当第3四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、2,762億円となりました。

資金(現金及び現金同等物)は、手許資金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能な一定範囲の短期投資※からなっており、日々の支払必要額の予期せぬ変動に備えて、十分確保しています。

さらに、巨大災害の発生に伴う巨額の保険金支払などの資金繰り悪化のリスクに備え、巨大災害時の保険金支払などの資金流出額を予想したうえで、十分な流動性資産を確保しています。

※一定範囲の短期投資：価値の変動について僅少なリスクしか負わない、取得日から満期日または償還日までの期間が3か月以内の定期預金等

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に、重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 金融保証保険に関わる損失発生の見通し

当社は、金融保証保険において米国住宅ローン関連のCDO(債務担保証券)等の保証を行っておりますが、平成20年10月以降の世界的な金融市場の混乱ならびに米国サブプライム問題の長期化および深刻化を受け、これらの一部の契約において当連結会計年度中に事故が発生する可能性が高まっております。これによる当連結会計年度の経常利益および税金等調整前当期純利益への影響額は700億円を予想しており、前四半期報告書提出時の判断から変更ありません。

なお、上記の予想は、当社が現在入手している情報および一定の前提に基づいており、事故の発生可能性および損失額は、様々な要因により影響を受けるため、実際の影響額は、大きく異なる可能性があります。

(注) 各計数の表示および計算は次のとおりであります。  
保険料等の金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末における重要な設備の新設、除却等の計画について、重要な変更はありません。

なお、損害保険事業に関して、前四半期連結会計期間末に計画中であった、提出会社大阪自動車研究所の改修につきましては、平成20年12月に完了いたしました。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000,000
計	2,000,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	987,733,424	987,733,424	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所 札幌証券取引所	単元株式数は1,000株であります。
計	987,733,424	987,733,424	—	—

(注) 「提出日現在発行数」には平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの間に新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行しております。

株主総会の特別決議(平成14年6月27日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	278(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	278,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり777円(平成14年8月1日発行) 1株当たり712円(平成14年11月1日発行) 1株当たり581円(平成15年5月1日発行) 1株当たり574円(平成15年6月1日発行)
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日から 平成24年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成14年8月1日発行)1株当たり777円 資本組入額1株当たり389円 発行価格(平成14年11月1日発行)1株当たり712円 資本組入額1株当たり356円 発行価格(平成15年5月1日発行)1株当たり581円 資本組入額1株当たり291円 発行価格(平成15年6月1日発行)1株当たり574円 資本組入額1株当たり287円
新株予約権の行使の条件	(注)3参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

### 3 行使条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき10個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

株主総会の特別決議(平成15年6月27日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	340(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	340,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり735円(平成15年8月1日発行) 1株当たり901円(平成16年2月2日発行)
新株予約権の行使期間	平成17年6月28日から 平成25年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成15年8月1日発行)1株当たり735円 資本組入額1株当たり368円 発行価格(平成16年2月2日発行)1株当たり901円 資本組入額1株当たり451円
新株予約権の行使の条件	(注)3参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

3 行使条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

株主総会の特別決議(平成16年6月29日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	572(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	572,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,167円(平成16年8月2日発行) 1株当たり1,082円(平成17年2月1日発行)
新株予約権の行使期間	平成18年6月30日から 平成26年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成16年8月2日発行)1株当たり1,167円 資本組入額1株当たり584円 発行価格(平成17年2月1日発行)1株当たり1,082円 資本組入額1株当たり541円
新株予約権の行使の条件	(注)3参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 行使条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

株主総会の特別決議(平成17年6月28日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	728(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	728,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,148円(平成17年8月1日発行) 1株当たり1,665円(平成18年2月1日発行)
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成17年8月1日発行)1株当たり1,148円 資本組入額1株当たり574円 発行価格(平成18年2月1日発行)1株当たり1,665円 資本組入額1株当たり833円
新株予約権の行使の条件	(注)3参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 行使条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

会社法第238条第1項、第2項、第240条第1項および第243条第2項の規定に基づき新株予約権を発行しております。

取締役会決議（平成18年7月21日）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	324(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	324,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,598円(平成18年8月7日発行)
新株予約権の行使期間	平成20年6月29日から 平成28年6月28日まで (注)3参照
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成18年8月7日発行)1株当たり2,068円 資本組入額 1株当たり1,034円
新株予約権の行使の条件	(注)4参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5参照

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

3 新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者の新株予約権の行使期間は、平成20年7月22日から平成28年6月28日までとなります。

4 行使条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。

(3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。

(4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。

(5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、振込金額を組織再編成の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編成後振込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(5) 新株予約権の権利行使期間

「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権の行使期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。

下記～の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定します。

取締役会決議（平成19年1月26日）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	316(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	316,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,623円(平成19年2月15日発行)
新株予約権の行使期間	平成20年6月29日から 平成28年6月28日まで (注)3参照
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成19年2月15日発行)1株当たり2,138円 資本組入額 1株当たり1,069円
新株予約権の行使の条件	(注)4参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5参照

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者の新株予約権の行使期間は、平成21年1月27日から平成28年6月28日までとなります。

4 行使条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。

(3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。

(4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。

(5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、振込金額を組織再編成の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編成後振込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(5) 新株予約権の権利行使期間

「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権の行使期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。

下記～の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定します。

取締役会決議（平成19年7月27日）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	403(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	403,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,547円(平成19年8月13日発行)
新株予約権の行使期間	平成21年6月28日から 平成29年6月27日まで (注)3参照
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成19年8月13日発行)1株当たり1,926円 資本組入額 1株当たり963円
新株予約権の行使の条件	(注)4参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5参照

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者の新株予約権の行使期間は、平成21年7月28日から平成29年6月27日までとなります。

4 行使条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。

(3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。

(4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。

(5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、振込金額を組織再編成の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編成後振込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(5) 新株予約権の権利行使期間

「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権の行使期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。

下記～の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定します。

取締役会決議（平成20年1月25日）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	382(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	382,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり990円(平成20年2月12日発行)
新株予約権の行使期間	平成21年6月28日から 平成29年6月27日まで (注)3参照
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成20年2月12日発行)1株当たり1,226円 資本組入額 1株当たり613円
新株予約権の行使の条件	(注)4参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5参照

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者の新株予約権の行使期間は、平成22年1月26日から平成29年6月27日までとなります。

4 行使条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。

(3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。

(4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。

(5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、振込金額を組織再編成の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編成後振込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(5) 新株予約権の権利行使期間

「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権の行使期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。

下記～の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定します。

取締役会決議（平成20年7月25日）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	4,716(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	471,600(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円(平成20年8月11日発行)
新株予約権の行使期間	平成20年8月12日から 平成45年8月11日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成20年8月11日発行)1株当たり941円 資本組入額 1株当たり471円
新株予約権の行使の条件	(注)3参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4参照

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は100株であります。

2 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

3 行使条件

(1) 新株予約権は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、後記(4)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。

(2) 新株予約権者は、平成20年8月11日以降に割当てを受けた新株予約権(株式報酬型ストックオプション)については、保有するすべての新株予約権の全個数を一括して行使するものとし、その一部のみを行使することができません。

(3) 新株予約権者は、新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をすることができません。

(4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

#### 4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（権利行使価額）

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株あたり1円とします。

(5) 新株予約権の権利行使期間

「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。

下記 、 、 、 または の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注)3に準じて決定します。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年12月31日	—	987,733	—	70,000	—	24,229

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

## (6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

### 【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,213,000  (相互保有株式) 普通株式 7,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 979,058,000	979,001	—
単元未満株式	普通株式 5,455,424	—	—
発行済株式総数	987,733,424	—	—
総株主の議決権	—	979,001	—

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式56,000株が含まれております。なお、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数56個は、「議決権の数」欄に含まれておりません。
- 2 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、名義人以外から株券喪失登録のあった株式が1,000株含まれており、当該株式に係る議決権1個を議決権の数から控除しております。

### 【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿 一丁目26番1号	3,213,000	—	3,213,000	0.33
(相互保有株式) 大昌産業株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀 二丁目6番33号	7,000	—	7,000	0.00
計	—	3,220,000	—	3,220,000	0.33

## 2 【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,223	1,189	1,291	1,080	1,067	1,009	930	822	647
最低(円)	869	1,055	991	935	920	796	488	479	445

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

### 3 【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員 の 異 動 は あ り ま せ ん。

な お、当 社 で は 事 業 戦 略 の 迅 速 か つ 的 確 な 遂 行 を 図 る た め、執 行 役 員 制 度 を 導 入 し て お り ま す。

平 成 21 年 2 月 13 日 現 在 の 執 行 役 員 の 構 成 は 以 下 の と お り で あ り ま す。

社 長 執 行 役 員	佐 藤 正 敏	
専 務 執 行 役 員	中 村 幸 雄	
専 務 執 行 役 員	木 下 啓 史 郎	
専 務 執 行 役 員	布 施 光 彦	( 東 京 本 部 長 )
専 務 執 行 役 員	望 月 純	
専 務 執 行 役 員	大 川 純 一 郎	
専 務 執 行 役 員	富 田 健 一	
専 務 執 行 役 員	杉 下 孝 和	( 九 州 本 部 長 )
専 務 執 行 役 員	數 間 浩 喜	
常 務 執 行 役 員	中 野 久	( 關 西 第 一 本 部 長 )
常 務 執 行 役 員	工 藤 博 司	
常 務 執 行 役 員	光 内 俊 雄	( 中 部 本 部 長 )
常 務 執 行 役 員	伊 藤 征 夫	( 神 奈 川 本 部 長 兼 埼 玉 本 部 長 兼 千 葉 本 部 長 )
常 務 執 行 役 員	吉 満 英 一	
常 務 執 行 役 員	遠 藤 健	
常 務 執 行 役 員	福 井 光 彦	( 關 西 第 二 本 部 長 )
常 務 執 行 役 員	石 井 雅 実	
常 務 執 行 役 員	大 岩 武 史	
常 務 執 行 役 員	櫻 田 謙 悟	
常 務 執 行 役 員	石 塚 雅 範	( 信 越 本 部 長 兼 北 陸 本 部 長 )
常 務 執 行 役 員	栗 山 泰 史	
常 務 執 行 役 員	原 永 幸 治	( 北 海 道 本 部 長 )
常 務 執 行 役 員	中 島 透	( 關 東 本 部 長 兼 静 岡 本 部 長 )
常 務 執 行 役 員	福 澤 秀 浩	( 中 国 本 部 長 )
常 務 執 行 役 員	石 澤 英 人	( 東 北 本 部 長 )
常 務 執 行 役 員	田 島 幸 広	( 四 国 本 部 長 )
執 行 役 員	梅 崎 俊 郎	( 茨 城 支 店 長 )
執 行 役 員	赤 池 文 明	( 企 業 営 業 第 二 部 長 )
執 行 役 員	根 本 博	( 金 融 法 人 部 長 )
執 行 役 員	原 口 秀 夫	( ( 休 職 ) 損 保 ジャ パ ン ア メ リ カ 出 向 )
執 行 役 員	本 山 浩 一	( ( 休 職 ) 損 保 ジャ パ ン 情 報 サ ー ビ ス 出 向 )
執 行 役 員	原 祐 二	( 企 業 営 業 第 一 部 長 )
執 行 役 員	荒 井 啓 隆	( 長 野 支 店 長 )
執 行 役 員	井 戸 潔	( ( 休 職 ) 損 保 ジャ パ ン ・ シ ス テ ム ソ ル ュ ー シ ョ ン 出 向 )
執 行 役 員	山 口 裕 之	( 経 営 企 画 部 長 )
執 行 役 員	野 口 正	( 岐 阜 支 店 長 )
執 行 役 員	南 部 實	( 京 都 支 店 長 )
執 行 役 員	堀 政 良	( 調 査 部 長 )
執 行 役 員	高 橋 薫	( 人 事 部 長 )
執 行 役 員	辻 伸 治	( カ ス タ マ ー サ ー ビ ス 部 長 )
執 行 役 員	西 澤 敬 二	( 営 業 企 画 部 長 )
執 行 役 員	馬 場 忠	( 国 際 企 画 部 担 当 部 長 兼 損 保 ジャ パ ン ・ ア ジ ア ホ ー ル デ ィ ン グ ス 代 表 取 締 役 社 長 )

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）ならびに同規則第61条および第82条の規定に基づき「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に準拠して作成しております。

### 2 四半期連結会計期間に係る損益の状況について

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）に係る損益の状況については、「2 その他」に記載しております。

### 3 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しています。

1【四半期連結財務諸表】  
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
現金及び預貯金	150,611	172,252
コールローン	68,400	108,800
買現先勘定	70,451	47,947
買入金銭債権	44,051	47,037
金銭の信託	24,869	39,429
有価証券	4,211,042	4,846,949
貸付金	530,009	519,618
有形固定資産	<sup>1</sup> 218,338	<sup>1</sup> 220,536
無形固定資産	25,458	26,428
その他資産	408,035	428,091
繰延税金資産	194,021	10,907
貸倒引当金	16,735	17,264
資産の部合計	5,928,555	6,450,734
<b>負債の部</b>		
保険契約準備金	4,954,907	4,969,818
支払備金	735,682	748,552
責任準備金等	4,219,224	4,221,266
その他負債	172,708	245,444
退職給付引当金	101,007	96,516
役員退職慰労引当金	24	2,502
賞与引当金	4,629	14,126
特別法上の準備金	5,477	37,908
価格変動準備金	5,477	37,908
繰延税金負債	449	13,239
負債の部合計	5,239,204	5,379,557
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	70,000	70,000
資本剰余金	24,229	24,241
利益剰余金	386,503	407,051
自己株式	2,854	2,842
株主資本合計	477,879	498,449
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	220,280	571,377
為替換算調整勘定	10,843	245
評価・換算差額等合計	209,436	571,622
新株予約権	1,001	557
少数株主持分	1,034	546
純資産の部合計	689,351	1,071,176
負債及び純資産の部合計	5,928,555	6,450,734

## (2) 【四半期連結損益計算書】

(単位：百万円)

		当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
経常収益		1,347,080
保険引受収益		1,246,881
(うち正味収入保険料)		1,004,442
(うち収入積立保険料)		111,753
(うち積立保険料等運用益)		34,292
(うち生命保険料)		90,029
(うち支払備金戻入額)		6,004
資産運用収益		93,768
(うち利息及び配当金収入)		95,528
(うち売買目的有価証券運用益)		41
(うち有価証券売却益)		15,992
(うち積立保険料等運用益振替)		△34,292
その他経常収益		6,430
経常費用		1,350,294
保険引受費用		1,021,307
(うち正味支払保険金)		600,682
(うち損害調査費)	※1	57,463
(うち諸手数料及び集金費)	※1	175,764
(うち満期返戻金)		151,628
(うち生命保険金等)		29,853
(うち責任準備金等繰入額)		855
資産運用費用		107,200
(うち金銭の信託運用損)		10,606
(うち有価証券売却損)		1,343
(うち有価証券評価損)		82,495
営業費及び一般管理費	※1	220,537
その他経常費用		1,248
(うち支払利息)		92
経常損失(△)		△3,213
特別利益		33,043
特別法上の準備金戻入額		32,431
価格変動準備金戻入額		32,431
その他	※2	612
特別損失		653
その他	※3	653
税金等調整前四半期純利益		29,176
法人税等		29,835
少数株主損失(△)		△64
四半期純損失(△)		△594

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間  
(自平成20年4月1日  
至平成20年12月31日)

<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純利益	29,176
減価償却費	7,926
のれん償却額	1,404
支払備金の増減額 (△は減少)	△6,015
責任準備金等の増減額 (△は減少)	△698
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	170
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	4,595
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△2,477
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△9,497
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	△32,431
利息及び配当金収入	△95,528
有価証券関係損益 (△は益)	67,957
支払利息	92
為替差損益 (△は益)	1,164
有形固定資産関係損益 (△は益)	172
貸付金関係損益 (△は益)	37
持分法による投資損益 (△は益)	△794
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額 (△は増加)	23,398
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額 (△は減少)	△44,428
その他	9,317
小計	△46,458
利息及び配当金の受取額	96,172
利息の支払額	△94
法人税等の支払額	△71,116
営業活動によるキャッシュ・フロー	△21,496
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
預貯金の純増減額 (△は増加)	3,105
買入金銭債権の取得による支出	△5,897
買入金銭債権の売却・償還による収入	3,923
金銭の信託の減少による収入	12,000
有価証券の取得による支出	△472,880
有価証券の売却・償還による収入	468,601
貸付けによる支出	△118,520
貸付金の回収による収入	98,286
その他	16,045
資産運用活動計	4,665
営業活動及び資産運用活動計	△16,830
有形固定資産の取得による支出	△6,518
有形固定資産の売却による収入	1,064
投資活動によるキャッシュ・フロー	△788

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間  
(自平成20年4月1日  
至平成20年12月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	568
自己株式の売却による収入	168
自己株式の取得による支出	△196
配当金の支払額	△19,871
少数株主への配当金の支払額	△4
その他	△171
財務活動によるキャッシュ・フロー	△19,505
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,999
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△43,790
現金及び現金同等物の期首残高	319,998
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 276,207

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 Sompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd.は、出資により新たに子会社となったため、第2四半期連結会計期間より連結子会社としております。 Sompo Japan Insurance Company (Asia) Pte Ltdは、当第3四半期連結会計期間よりSompo Japan Insurance (Singapore) Pte. Ltd.に社名変更しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 10社</p>
2 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 これによる、当第3四半期連結累計期間の経常損失および税金等調整前四半期純利益への影響は軽微であります。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(2) リース取引に関する会計基準の適用 当社および国内連結子会社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、リース取引開始日が平成20年4月1日以後の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証のあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。 これによる、当第3四半期連結累計期間の経常損失および税金等調整前四半期純利益への影響は軽微であります。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【追加情報】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
(役員退職慰労引当金)	当社は、従来、役員（執行役員を含む）の退職慰労金（年金を含む）の支出に備えるため、内規に基づく要支給額を計上していましたが、平成20年6月25日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給が承認されたこと、および平成20年10月24日開催の取締役会において、最終的な支給金額および支給時期等を決議したことに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額の未払分については、「その他負債」に振替えて表示しております。 なお、国内連結子会社は、引き続き内規に基づく当第3四半期連結会計期間末要支給額を計上しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は234,244百万円 であります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は231,064百万 円、圧縮記帳額は10,522百万円であります。

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※1	事業費の主な内訳は次のとおりであります。 代理店手数料等 177,059百万円 給与 108,409百万円 なお、事業費は四半期連結損益計算書における損害調査費、諸手数料及び集金費ならびに営業費及び一般 管理費の合計であります。
※2	特別利益のその他は、当社および連結子会社の固定資産処分益481百万円ならびに連結子会社に関する持分 変動益131百万円であります。
※3	特別損失のその他のうち主なものは、当社および連結子会社の固定資産処分損539百万円であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※1	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)
	現金及び預貯金 150,611百万円
	コールローン 68,400百万円
	買現先勘定 70,451百万円
	買入金銭債権 44,051百万円
	有価証券 4,211,042百万円
	預入期間が3か月を超える定期預金 △16,945百万円
	現金同等物以外の買入金銭債権 △44,051百万円
	現金同等物以外の有価証券 △4,207,352百万円
	<u>現金及び現金同等物 276,207百万円</u>
2	投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含 んでおります。

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)および当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1 発行済株式の種類および総数

普通株式 987,733千株

2 自己株式の種類および株式数

普通株式 3,191千株

3 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権 1,001百万円(提出会社 1,001百万円)

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	19,691百万円	20円	平成20年3月31日	平成20年6月26日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるものはありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,243,004	104,076	1,347,080	—	1,347,080
(2) セグメント間の 内部経常収益	2,199	10	2,210	(2,210)	—
計	1,245,203	104,087	1,349,291	(2,210)	1,347,080
経常利益又は経常損失(△)	△7,476	4,262	△3,213	—	△3,213

(注) 1 事業区分は、当社および連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。

2 各事業区分の主要な事業内容

(1) 損害保険事業……損害保険引受業務および資産運用業務

(2) 生命保険事業……生命保険引受業務および資産運用業務

3 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

これによる、当第3四半期連結累計期間の損害保険事業および生命保険事業の経常利益又は経常損失に与える影響は軽微であります。

4 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、当社および国内連結子会社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正）および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号 平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正）が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、リース取引開始日が平成20年4月1日以後の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証のあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

これによる、当第3四半期連結累計期間の損害保険事業および生命保険事業の経常利益又は経常損失に与える影響は軽微であります。

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

海外売上高（経常収益）が、連結売上高（経常収益）の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

種類	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)			前連結会計年度末 (平成20年3月31日)		
	四半期連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	736,868	768,159	31,290	662,840	676,655	13,814
外国証券	96,350	93,553	△2,796	101,105	100,820	△284
合計	833,219	861,713	28,494	763,945	777,475	13,529

2 その他有価証券で時価のあるもの

種類	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)			前連結会計年度末 (平成20年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借 対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
公社債	1,500,619	1,542,647	42,027	1,566,320	1,593,106	26,785
株式	540,398	914,322	373,923	602,416	1,381,077	778,660
外国証券	739,605	669,818	△69,787	752,481	828,079	75,598
その他	100,425	100,261	△163	111,145	120,390	9,244
合計	2,881,049	3,227,049	346,000	3,032,364	3,922,654	890,289

(注)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1 四半期連結貸借対照表において買入金銭債権として処理している貸付債権信託受益権等を「その他」に含めて記載しております。	1 連結貸借対照表において買入金銭債権として処理している住宅ローン債権信託受益権等を「その他」に含めて記載しております。
2 当第3四半期連結累計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて82,418百万円減損処理しております。 なお、当社および国内連結子会社は、四半期決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。	2 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて7,173百万円減損処理しております。 なお、当社および国内連結子会社は、期末日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。

(金銭の信託関係)

1 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

種類	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)			前連結会計年度末 (平成20年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借 対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
金銭の信託	28,031	24,869	△3,162	42,910	39,429	△3,480

(注)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
当第3四半期連結累計期間において、運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券で時価のあるものについて、4,693百万円減損処理しております。 なお、当社および国内連結子会社は、四半期決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。	当連結会計年度において、運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券で時価のあるものについて1,848百万円減損処理しております。 なお、当社および国内連結子会社は、期末日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。

## (デリバティブ取引関係)

## デリバティブ取引の契約額等、時価および評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)			前連結会計年度末 (平成20年3月31日)		
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引						
	売建	235,495	230,863	4,631	105,639	101,554	4,085
	買建	33,213	31,346	△1,867	54,600	53,644	△956
	通貨オプション取引						
	売建						
	コール	—	—	—	5,350	—	—
	(—)	(—)	—	—	(50)	—	50
買建							
プット	—	—	—	5,250	—	—	
(—)	(—)	—	—	(50)	263	213	
債券	債券先物取引						
	買建	57,369	57,717	348	16,532	17,163	631
	債券先渡取引						
買建	—	—	—	3,351	3,396	45	
その他	クレジットデリバティブ取引						
	買建	5,000			4,500		
	(235)	(235)	816	581	(97)	162	64
	天候デリバティブ取引						
	売建	301			369		
	(15)	(15)	15	△0	(8)	15	△7
	買建	—			170		
	(—)	(—)	—	—	(—)	—	—
	地震デリバティブ取引						
	売建	4,160			3,660		
(129)	(129)	12	117	(98)	0	98	
買建	3,735			3,285			
(389)	(389)	247	△142	(288)	213	△75	
その他の先渡取引							
買建	742	767	24	—	—	—	
合計		—	—	3,693	—	—	4,149

(注) 1 ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引については、開示の対象から除いております。

2 下段( )書きの金額は、四半期連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上したオプション料であります。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

1 共通支配下の取引等

(1) 結合当事企業および事業の内容、企業結合の法的形式ならびに取引の目的を含む取引の概要

結合当事企業および事業の内容

株式会社損害保険ジャパン

損害保険事業

Sompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd.

金融関連事業

企業結合の法的形式

当社が子会社株式および関連会社株式をSompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd.へ現物出資

取引の目的を含む取引の概要

当社は、東南アジアの子会社・関連会社をSompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd.の傘下に収めることで、域内全体を視野に入れた戦略的な企画支援・経営管理を強化し、一層の事業拡大・内部統制強化を目指すため、当第3四半期連結会計期間において、当社が保有するSompo Japan Insurance (Singapore) Pte. Ltd. および Sompo Japan Service (Thailand) Co., Ltd.の株式を、Sompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd.に現物出資いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計基準第21号(平成15年10月31日(企業会計審議会)、平成20年12月26日改正))、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号(平成20年12月26日改正))および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号(最終改正平成20年12月26日))に基づき、共通支配下の取引として、適正な帳簿価額で処理しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 698.10円	1株当たり純資産額 1,086.86円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	689,351	1,071,176
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	2,036	1,103
(うち新株予約権)	(1,001)	(557)
(うち少数株主持分)	(1,034)	(546)
普通株式に係る四半期連結会計期間末 (連結会計年度末)の純資産額(百万円)	687,315	1,070,072
1株当たり純資産額の算定に用いられた 四半期連結会計期間末(連結会計年度末) の普通株式の数(千株)	984,542	984,551

2 1株当たり四半期純損失金額

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純損失金額(△)	△0.60円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
四半期純損失(△)(百万円)	△594
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(百万円)	△594
普通株式の期中平均株式数(千株)	984,541

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

### (1) 第3四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第3四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書については、四半期レビューを受けておりません。

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
経常収益	485,874
保険引受収益	444,481
(うち正味収入保険料)	315,224
(うち収入積立保険料)	37,802
(うち積立保険料等運用益)	11,187
(うち生命保険料)	23,000
(うち支払備金戻入額)	8,671
(うち責任準備金等戻入額)	48,289
資産運用収益	39,841
(うち利息及び配当金収入)	28,612
(うち有価証券売却益)	3,199
(うち積立保険料等運用益振替)	△11,187
その他経常収益	1,551
経常費用	526,153
保険引受費用	361,756
(うち正味支払保険金)	203,487
(うち損害調査費)	18,931
(うち諸手数料及び集金費)	56,934
(うち満期返戻金)	65,904
(うち生命保険金等)	10,898
資産運用費用	92,592
(うち金銭の信託運用損)	7,859
(うち売買目的有価証券運用損)	268
(うち有価証券売却損)	651
(うち有価証券評価損)	74,206
営業費及び一般管理費	71,230
その他経常費用	572
(うち支払利息)	14
経常損失(△)	△40,278
特別利益	34,853
特別法上の準備金戻入額	34,666
価格変動準備金戻入額	34,666
その他	187
特別損失	171
その他	171
税金等調整前四半期純損失(△)	△5,595
法人税等	17,797
少数株主損失(△)	△63
四半期純損失(△)	△23,329

(セグメント情報)

[事業の種類別セグメント情報]

当第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	457,554	28,320	485,874	—	485,874
(2) セグメント間の 内部経常収益	844	2	847	(847)	—
計	458,399	28,322	486,721	(847)	485,874
経常利益又は経常損失(△)	△40,053	△224	△40,278	—	△40,278

[所在地別セグメント情報]

当第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

[海外売上高]

当第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

海外売上高（経常収益）が、連結売上高（経常収益）の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純損失金額(△)	△23.69円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
四半期純損失(△)(百万円)	△23,329
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(百万円)	△23,329
普通株式の期中平均株式数(千株)	984,534

(2) その他

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月13日

株式会社損害保険ジャパン  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内 田 満 雄 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 白 倉 健 司 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社損害保険ジャパンの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社損害保険ジャパン及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月13日

【会社名】 株式会社損害保険ジャパン

【英訳名】 Sompo Japan Insurance Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 佐藤正敏

【最高財務責任者の役職氏名】 該当なし

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【縦覧に供する場所】 当社 横浜支店(横浜市中区本町2丁目12番地)

当社 千葉支店(千葉市中央区鶴沢町20番地16号)

当社 埼玉支店(さいたま市大宮区桜木町4丁目82番地1)

当社 名古屋支店(名古屋市中区丸の内3丁目22番21号)

当社 北大阪支店(大阪市中央区瓦町4丁目1番2号)

当社 神戸支店(神戸市中央区栄町通3丁目3番17号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

証券会員制法人福岡証券取引所  
(福岡市中央区天神2丁目14番2号)

証券会員制法人札幌証券取引所  
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長 佐藤正敏 は、当社の第66期第3四半期(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。